

名古屋都市計画都市再生特別地区の変更計画書

(名古屋市決定)

名古屋都市計画都市再生特別地区の変更（名古屋市決定）

都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率の 最高限度	建築物 の容積 率の最 低限度	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の建築面 積の最低限度	建築物の 高さの最 高限度	備 考
都市再生特別地区 (名駅四丁目7番 地区)	約 1.8ha	142/10 ただし、136/10 を超える部分は、 中水道施設、地域 冷暖房施設、防災 用備蓄倉庫、コー ジェネレーション 施設その他これら に類するものの床 面積に供するもの とする。	100/10	8/10	1,000 m ²	高層部 247m 低層部 50m	
都市再生特別地区 (名駅四丁目27 番地区)	約 0.8ha	135/10	100/10	8/10	1,000 m ²	170m	
都市再生特別地区 (ささしまライブ 24地区)	約 2.4ha	79/10	50/10	7/10	1,000 m ²	高層部 174m 94m 低層部 30m	

都市再生特別地区 (名駅一丁目1番地区)	A地区	約 1.5ha	120/10	80/10	8/10	1,000 m ²	高層部 202m 低層部 60m	
	B-1地区	約 0.2ha	80/10	60/10	8/10	1,000 m ²	高層部 220m 低層部 94m	
	B-2地区	約 1.2ha	100/10					
都市再生特別地区 (名駅三丁目27番地区)		約 1.5ha	140/10	80/10	8/10	1,000 m ² ただし、自転車の駐車のための施設の用途に供する建築物については、この限りでない。	高層部 180m 低層部 32m	
都市再生特別地区 (名駅四丁目10番地区)		約 0.6ha	105/10	80/10	6/10	1,000 m ²	高層棟 115m 低層棟 8m	
都市再生特別地区 (東桜一丁目1番地区)		約 1.6ha	111/10	80/10	8/10	1,000 m ²	高層棟 A 96m 高層棟 B 93m 低層棟 32m 通信機械棟 10m	

都市再生特別地区 (栄四丁目1番地区)	約 1.1ha	147/10	95/10	9/10	1,000 m ²	高層部 170m 中層部 135m 低層部 55m	
------------------------	------------	--------	-------	------	----------------------	--	--

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。ただし、名駅四丁目7番地区、ささしまライブ24地区、名駅一丁目1番地区及び東桜一丁目1番地区については、壁面の位置の制限は、歩廊（建築物の1階部分に設けるものは柱に限る。）その他これに類する用途に供する建築物の部分及び道路上に設けられた歩廊又は道路上空に設けられた渡り廊下と接続する建築物の部分については適用しない。」

理 由

都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る建築物の建築を誘導するため、栄四丁目1番地区を追加するものである。